平成２３年（フ）第２６４号
広島市安佐南区大町東１－３－48　第２山中ビル301号、住民票上の住所広島県三次市和知町1093番地１
債務者　大久保幸二
１　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８３号
広島市安佐北区亀崎３丁目19番87―202号
債務者　小田　和雄
１　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３７号
広島市安佐南区沼田町大字吉山811番地91
債務者　尾形　勝政
１　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３８号
広島市安佐南区沼田町大字吉山811番地91
債務者　尾形百合子
１　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４８号
広島県安芸郡海田町国信１丁目３番48―３号
債務者　池口すみ子
１　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５１号
広島市中区河原町１番４―801号
債務者　村上　真弓（旧姓品川）
１　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５５号
広島県安芸郡府中町宮の町５丁目３番37号
債務者　酒井　弘子
１　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４１８号
広島市佐伯区八幡東２丁目19番28―805号
債務者　オンタイムこと　田中　宏之
１　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６０号
山口市阿東篠目400番地３
債務者　三浦　美香
１　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０号
山口市吉敷下東４丁目15番10号
債務者　ラウンジトリルこと　吉岡　孝代
１　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２号
山口市黒川2577番地　プレミールＢ棟103号
債務者　小林　妙子
１　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３９号
山口市中央５丁目15番13号　５ＴｒｅｅＴｏｗｎｓ中央6203号室、住民票上の住所福岡県久留米市藤光町925番地142
債務者　田中　友和
１　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９号
徳島県海部郡海陽町奥浦字新町74番地３、旧住所徳島県海部郡海陽町奥浦字新町60番地
債務者　久佐木佳子
１　決定年月日時　平成23年４月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで　徳島地方裁判所阿南支部

平成２３年（フ）第１１号
徳島県阿南市富岡町西池田口203番地　Ａ―２号室、旧住所徳島県阿南市富岡町あ王谷22番地
債務者　児島　里美
１　決定年月日時　平成23年４月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで　徳島地方裁判所阿南支部

平成２３年（フ）第１２３号
愛媛県松山市西石井２丁目９―30　メゾン吹鳳306号、住民票上の住所愛媛県松山市西石井２丁目５番15号
債務者　井谷えり子
１　決定年月日時　平成23年４月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで　松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３８号
愛媛県四国中央市金生町山田井879番地４
債務者　近藤　　茂
１　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで　松山地方裁判所西条支部